

目黒区在宅療養推進協議会設置要綱

平成 25 年 5 月 31 日付け目健地第 816 号決定

(設置目的)

第 1 条 医療、介護をはじめとするさまざまな地域資源の連携により、高齢者等が安心して在宅療養生活を送ることができる地域づくりを推進するため、目黒区在宅療養推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 在宅療養を支える関係機関相互の連携及び医療と介護との連携に関すること。
- (2) 在宅療養の推進に係る目黒区の施策及び事業に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、在宅療養の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員 12 人以内をもって構成する。

- (1) 地域医療に係る関係団体等の構成員
- (2) 介護保険に係る関係団体等の構成員
- (3) 地域包括支援センターの職員

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康推進部健康推進課及び健康福祉部地域ケア推進課が処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。